

郡山市資源物回収スポットマップの事業者登録事務に関する実施要領

(目的)

第1条 この要領は、郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第7条に基づき、事業者が設置した資源物回収スポットについて、郡山市地理情報システム等への掲載するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 県内に本店又は事務所を有するものをいう。
- (2) 資源物回収スポット 事業者が設置した古紙、段ボール、缶、ビン、ペットボトル等のリサイクル可能な資源物を、市民が無料で持ち込むことができる施設をいう。

(登録資格)

第3条 郡山市資源物回収スポットマップに登録することができる事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 資源物回収スポット及びその周辺環境を良好に保つことができる者であること。
- (2) 代表者及び役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- (3) その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守している者であること。

(登録手続き)

第4条 市長は、資源物回収スポットマップに登録しようとする事業者の登録資格を確認するため、次の各号の提出を求めるものとする。

- (1) 事業者の住所、会社名、代表者名、担当者名及び連絡先
 - (2) 資源物回収スポットの住所、名称、収集する品目、利用可能日時及び利用者駐車場の有無
- 2 市長は、前項の申込を受理したときは、内容を審査のうえ、掲載の可否を決定し、申込者へ通知するものとする。
- 3 掲載の決定を受けた者が、申込した内容を変更する場合は、次に掲げる事項の提出を求めるものとする。
- (1) 変更する内容
 - (2) 変更する理由
- 4 市長は、前項の変更の申込を受理した場合については、第2項の規定を準用する。

(掲載期間)

第5条 掲載期間は第4条第2項及び第4項の決定通知の属する年度末までとし、申込者からの申し出がない場合、さらに1年間延長するものとする。

(定期確認の実施)

第6条 市長は、正確な情報発信に期するため、毎年9月に申込者に対して掲載内容を確認するものとする。

(収集量の調査)

第7条 市長は、事業者が収集した資源物の量を調査するものとする。

2 調査は、別表により実施するものとする。

(掲載決定の取消し)

第8条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申込又は不正の手段によって決定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、決定を取り消すことが適当であると認められるとき。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、郡山市資源物回収スポットマップの事業者登録事務に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

別表（第7条関係）

調査対象期間	調査時期
1月から3月まで	5月
4月から6月まで	8月
7月から9月まで	11月
10月から12月まで	2月